

## 「国民健康保険証」の個人別交付(2003.10.1実施)

厚生労働省からの回答(平成 15 年 6 月 10 日付け)を踏まえて、最終的に別添資料に掲載したようなカードで、文字をできるだけ大きくし、裏面の注意事項については、簡略化して見易くしたカードを 10 月の更新時に交付する。

なお、厚生労働省においては、回答の中で、裏面の注意事項を簡略化できるよう省令の改正を含め措置を検討している、とのことでしたが、8 月下旬から 9 月上旬にかけての間で、カードにおける字の大きさや裏面の注意事項の簡略化については、各保険者の裁量でできる旨の省令の改正を行うとのことでした。

## 国民健康保険被保険者証の個人カードの実施(平成 15 年 7 月 9 日記者発表)

### 1 厚生労働省からの回答

平成 15 年 4 月 11 日付で志木市長から坂口厚生労働大臣宛に提出した「国民健康保険被保険者証カード化に関する陳情書」(70 歳以上の高齢者には、規定のカード規格(縦 54 mm、横 86 mm)ではなく、従前の被保険者証の規格(縦 128 mm、横 91 mm)で交付することを認めていただきたい。)に対して、6 月 10 日付で回答書が送付された。

回答書の内容は、カード様式の大きさの変更は困難であるが、高齢者に配慮して、

被保険者証の文字を大きくするよう保険者の対応を求める。

裏面の注意事項を簡素化できるよう省令の改正を含め措置を検討している。  
というものです。(資料 1・2 参照)

### 2 市の方針

厚生労働省からの回答を真摯に受け止め、現行の国民健康保険法施行規則で規定されているカード規格(縦 54 mm、横 86 mm)により、

(1)カードの表面は、被保険者(特に高齢者)が判読できるよう、できるだけ大きい文字に改正するとともに、裏面は、現在規定されている文面を厚生労働省の検討結果を踏まえて簡素化し、できるだけ大きい文字にする。

(2)70 歳以上の高齢者には、利便性を高めるためカードと高齢受給者証等をセットで保管できるビニールケースを付ける。本市が要望したカード規格は認められなかったものの、(1)及び(2)により実施することによって、高齢者からの「字が小さい」「カードをなくしやすい」という苦情は解消されるものと考え、本年 10 月の被保険者証更新時には一人 1 枚のカード様式により交付する。

(資料 3 参照)

### 3 送付方法の改善

昨年度まで対象世帯に「普通郵便」で郵送していたが、悪用されることを防止するため、今回から希望する世帯には、「配達記録郵便」により郵送する。

なお、「広報しき」8月号及び「志木市のホームページ」に掲載するとともに、「CATV」で放映する。10月から新しい国民健康保険証がカードに!(広報しき 10月号より)今まで世帯に一枚交付していた被保険者証(保険証)は、一人ひとりに交付する縦 54 mm、横 86 mmの『カード様式』になり携帯にも大変便利になります。

この保険証のカード化により、家族が同時に複数の医療機関で受診することが可能になり、また、同時に診療科の異なる医療機関などでの受診はもちろん、旅行先での受診にも効果を発揮するものです。

新しい『保険証』は、家族全員分をまとめて世帯主に普通郵便で 9 月末日までにお送りします(同サイズのビニールケース付き)。

なお、配達記録郵便での郵送を希望する人は、8月29日(金)までに保険年金課にご連絡ください。

「配達記録郵便」とは、郵便物の引受けと配達を記録し、在宅の家族に配達するものです。

70 歳以上の人は、医療機関の窓口で『国民健康保険被保険者証』と「老人保健法医療受給者証」、又は「高齢受給者証」の提示が必要になりますので、これらが収納できるビニールケースを別途、郵送しますのでご利用ください。